

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○平成28年度自衛官候補生の募集期間等(危機管理・防災課)	1
○公共測量の実施の通知(用地対策課)	1
○道路の区域変更(道路課)	1
○建築基準法による道の指定(建築指導課)	1
公 告	
○土地改良区の役員の就退任(2件)(農業基盤課)	1
○土地改良区の役員の退任()	2
○土地改良区の解散の認可()	2
○土地改良区の清算人の退職()	2
○都市計画公聴会の開催(都市計画課)	2
正 誤	
○正誤(平28・10・28付け 告示)	3

告 示

高知県告示第661号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間等を次のとおり告示する。

平成28年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 男子(平成29年3月及び4月採用予定)
 - 募集期間
随時(最終期限は、平成29年1月20日(金))
 - 試験種目、試験期日及び試験会場

試験種目	試験期日	試験会場
筆記試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成29年1月22日 (日)	香南市香我美町上分3390 高知駐屯地

- 問い合わせ先

自衛隊高知地方協力本部
電話番号088-822-6128
ホームページアドレス <http://www.mod.go.jp/pco/kochi/>

高知県告示第662号

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成28年11月18日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 作業種類
公共測量(基準点設置)
- 作業期間
平成28年11月21日から平成29年3月28日まで
- 作業地域
香南市野市町西野

高知県告示第663号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成28年12月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 日ノ御子土佐山田
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町白川字 塩里430番1から 香美市土佐山田町佐 竹字シヲリ31番1ま で	前	3.5 13.1	200
	後	9.3 29.1	200

高知県告示第664号

次の道を建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定により指定する。

平成28年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

高岡郡佐川町黒原字下岡449番2地先から宇土居2296番2地先に至る延長148メートルの道

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、吉原土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成28年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所	番 地
(退任)			
理事	福富 健二	高知市大津乙	457番地39
〃	南 好廣	香南市吉川町吉原	1123番地
〃	重森 勝彦	〃 野市町下井	681番地1
〃	野崎 弘行	〃 吉川町吉原	606番地
〃	北村 政志	〃 〃	516番地
監事	亀川 正	〃 〃	859番地1
〃	濱崎 一浩	〃 〃	2886番地2
(就任)			
理事	河崎 勝實	香南市吉川町吉原	1198番地1
〃	南 好廣	〃 〃	1123番地
〃	亀川 正	〃 〃	859番地1
〃	中村 庄一	〃 〃	1477番地4
〃	畑山 稔	〃 野市町下井	750番地
監事	中村 順一	〃 吉川町吉原	1488番地
〃	南 陽一	〃 〃	1005番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知県十市土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成28年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所	番 地
(退任)			
理事	前田 説三	南国市十市	2882番地
〃	土居 芳朗	〃 〃	1664番地
〃	鍋島 正昭	〃 〃	4681番地1
〃	浜口 憲明	〃 〃	4378番地
〃	弘光 宏	〃 〃	3285番地
〃	中沢 猛男	〃 〃	2812番地1
〃	土居 正直	〃 〃	2703番地1
〃	山本 桂	〃 〃	1846番地
〃	森尾 康夫	〃 〃	1728番地の2
〃	土居 匡	〃 〃	757番地
監事	山本 勉	〃 〃	3271番地

〃 鍋島 泰男 〃 緑ヶ丘二丁目2101番地
 (就任)
 理事 前田 説三 南国市十市 2882番地
 〃 土居 芳朗 〃 〃 1664番地
 〃 鍋島 正昭 〃 〃 4681番地1
 〃 浜口 憲明 〃 〃 4378番地
 〃 弘光 宏 〃 〃 3285番地
 〃 中沢 猛男 〃 〃 2812番地1
 〃 土居 千夏 〃 〃 2705番地1
 〃 山本 桂 〃 〃 1846番地
 〃 森尾 康夫 〃 〃 1728番地の2
 〃 土居 豊明 〃 〃 757番地
 監事 山本 勉 〃 〃 3271番地
 〃 鍋島 泰男 〃 緑ヶ丘二丁目2101番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、宿毛市錦土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成28年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
監事	近澤 俊明	高知市神田2078番地19
〃	茨木 厚	宿毛市錦 1085番地3

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、南国市廿枝土地改良区の解散を平成28年11月21日に認可した。

平成28年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、宿毛市錦土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成28年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
岡野 學	宿毛市錦427番地1
萩野 幸治	〃 〃 396番地1
清家 壽申	〃 〃 178番地1
清家 博	〃 〃 182番地
佐田 紀重	〃 〃 147番地
山本 盾夫	〃 〃 384番地

橋村 頼定 〃 〃 130番地1

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により都市計画公聴会(以下「公聴会」という。)を開催するので、高知県都市計画公聴会規則(昭和44年高知県規則第71号)第4条の規定により次のとおり公告する。

なお、この案件について公聴会に出席して意見を述べようとする者(当該公聴会に係る事案に係る者に限る。)は、公聴会開催日の10日前までに、その要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事に提出しなければならない。

平成28年12月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
高知広域都市計画道路(3・5・38号長浜桂浜線)
- 2 縦覧図書
高知広域都市計画道路の都市計画変更(原案)概要
- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知市役所
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成28年12月6日(火)から同月20日(火)まで
- 5 公聴会の開催日時
平成29年1月12日(木)午後2時から午後4時まで
- 6 公聴会の開催場所
高知市本町五丁目3-20 高知共済会館
- 7 公述申出書の提出期限
平成28年12月20日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平28・10・28	号外42	○告示	1	中 (20)	<u>その関係書類を</u>	<u>その図面及び関係書類を</u>